

後期高齢者医療制度被保険者の方へ (=75歳以上の方【65歳～74歳までの障害認定の方も含む】)

8月に保険証の更新を行います。 新しい保険証は7月末に郵送します。

後期高齢者医療制度の被保険者の方(=75歳以上の方【65歳～74歳までの障害認定の方も含む】)は、現在お使いの保険証(後期高齢者医療被保険者証)が7月31日で期限切れとなるため、新しい保険証を7月末に郵送します。(うぐいす色の封筒に入れてお届けします。新しい保険証は薄い茶色で、裏面に臓器提供に関する意思表示欄が設けてあります。)

新しい保険証が届きましたら、氏名、住所、生年月日等を確認していただき、今まで使用していた保険証は、ご自分で破棄してください。新しい保険証の有効期間は、平成24年8月1日から平成25年7月31日までになります。

7月中旬に75歳に到達する方については、6月下旬に後期高齢者医療制度の保険証を郵送しますので、75歳の誕生日から7月31日まで使用してください。7月末に新しい保険証を郵送しますので、8月からは、新しい保険証を使用してください。

●「特定疾病療養受療証」の交付を受けている方については、受療証には有効期限がありませんので、破棄せず、引き続きご使用になってください。

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方については、保険証と同じく7月31日に期限が切れます。新しい認定証を保険証に同封しますので、ご確認ください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」を入院や、高額な外来診療を受ける際に医療機関に提示すると、医療費の窓口負担と、入院時の食事代などが所得に応じた負担額でおさえられます。住民税非課税世帯の被保険者の方で、交付を希望される方は、役場までお問い合わせください。

※希望者には保険証を「簡易書留」でお送りします。ご希望の方は7月17日(火)までに役場へご連絡ください。

保険料を滞納されますと、滞納状況により有効期間の短い保険証を交付する場合がありますので、納付漏れが無いようご注意ください。

■問い合わせ

下仁田町役場 健康課 国保係
☎82-2111 内線321・322